

平成28年第27回岩手町農業委員会総会会議録【閲覧用】

1、平成28年第27回岩手町農業委員会総会は、平成28年7月20日、午後1時30分、岩手町役場第4会議室に招集された。

1、今回会議に提出された議案は、次のとおりである。

- (1) 報告第1号 農地法により使用貸借権設定された農地の解約について
- (2) 報告第2号 農地法第18条6項の規定による通知について
- (3) 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について
- (4) 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について
- (5) 議案第3号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について
- (6) 議案第4号 農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について

1、本日の出席委員は、次のとおりである。

- 1番 山口 弘
- 2番 中村 重信
- 3番 國枝 金一
- 4番 細野 清悦
- 5番 井戸 ツヨミ
- 6番 黒澤 金一
- 7番 太布 光則
- 8番 田中 正志
- 9番 遠藤 美江子
- 10番 佐々木 金見
- 11番 横澤 稔秋
- 12番 澤村 博美
- 13番 佐々木 夏子
- 14番 千葉 静子
- 15番 幅 清一
- 16番 福士 好子
- 17番 遠藤 幸夫
- 18番 佐々木 由和(職務代理)
- (議長)19番 松本 良子(会長)

1、職務のため会議室に出席した農業委員会事務局の職員は、次のとおりである。

農業委員会事務局長 民部田 政彦

農地振興係主幹	滝川 勉
副主幹	府金 昌代
主任	畑中 功

(開会時刻 午後 1 時30分)

議 長 ただいまから第27回岩手町農業委員会総会を開会いたします。ただいまの出席委員は19名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

議 長 会議録署名委員及び書記の指名を行います。会議録署名委員及び書記は、会議規則第13条の規定により当職より指名することにご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、当職より指名いたします。18番佐々木由和委員、1番山口弘委員のご両名をお願いいたします。また、書記は事務局の畑中主任をお願いいたします。

議 長 本日の総会は、配布してあります報告2件 議案4件の提出があります。お諮りします。報告2件 議案4件を議題とすることにご異議ありませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告2件 議案4件を議題とすることに決定いたしました。

議 長 報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書1ページをご覧ください。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約についてご説明いたします。農業者年金受給のため、農地法第3条の規定に基づき、親子間で使用貸借していた農地を今回合意解約しようとするものです。なお、この後、農地中間管理機構へ使用貸借し、議案第4号によりお諮りする第三者が借り受ける予定であります。以上報告第1号に係る事務局説明を終わります。

議 長 ただいま説明が終わりました。この件について、皆さんの方から何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第1号、農地法により使用貸借権設定された農地の解約について、を終わります。

議 長 次に報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書3ページをご覧ください。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知についてご説明いたします。農地法第3条及び農業経営基盤強化促進法により貸借権設定された農地を農地法第18条の規定により合意解約するものであります。報告第1号と同一の借受人が離農のため、双方合意のうえ貸借していた農地を今回合意解約しようとするものです。なお、この後、農地中間管理機構へ貸借し、議案第4号によりお諮りする第三者が借り受ける予定であります。以上報告第2号に係る事務局説明を終わります。

議 長 説明が終わりました。この件について、皆さんの方から何か質疑ございませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切ります。報告第2号、農地法第18条第6項の規定による通知について、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、報告第2号農地法第18条第6項の規定による通知について、を終わります。

議 長 次に議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事 務 局 議案書6ページをご覧ください。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定についてご説明いたします。受付番号6番、贈与承認

案件でございます。土地の所在は川口第5地割地内の畑1筆、面積293平方メートルの土地について経営規模縮小のため隣接地所有者に贈与をしようとするものです。

受付番号7番、子抱8地割地内の田3筆合計面積2,107平方メートルの土地について経営規模縮小のため隣接地所有者に贈与をしようとするものです。受付番号9番 土川第4地割地内の畑1筆、面積1,335平方メートル及び土川第8地割地内の田2筆、合計面積6,105平方メートルの土地について、祖父から孫へ贈与しようとするものです。受付番号8番、売買承認案件でございます。川口第1地割地内の田2筆合計面積1,409平方メートルの土地について、離農のため記載の金額により隣接地所有者に売買しようとするものです。以上議案第1号に係る事務局説明を終わります。なお、議案第1号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。それでは現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

3番國枝委員 議案第1号、受付番号6番の件について、現地調査の結果を委員番号3番の私國枝から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と2番中村重信委員、4番細野清悦委員と私とで現地を確認して参りました。地区は野原地区で、野原の●●から南へ20メートルほど先の国道付近にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。受付番号7番の件について報告いたします。調査委員は先ほどと同じです。地区は久保地区で、●●から南西へ150メートルほど先の北上川付近にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。受付番号8番の件について報告いたします。調査委員は先ほどと同じです。地区は野原地区で、いずれも●●から南西へ250メートルほど先にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正に管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上報告を終わります。

4番細野委員 引き続き、議案第1号、受付番号9番の件について、委員番号4番の私細野から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と2番中村重信委員、3番國枝金一委員と私とで現地を確認して参りました。地区は県道沿いの田2箇所でした。鳴沢地区の方は申請者の宅地に隣接する農地でした。現地を確認しましたところ、農地として適正管理されており、周辺農地への影響など問題が無く、法令等の審査基準に照らして遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

議 長 現地調査委員の報告が終わりました。この件について、皆さんの方から何か質疑がありましたらお願いします。

15番幅委員 受付番号7番、88歳で農業を頑張っているようですが、この方は後継者はいるのでしょうか。

事務局 後継者は盛岡から平日に来て従事しております。

18番佐々木委員 平日は泊まって、土曜日だけ盛岡に帰る方です。

6番黒澤委員 受付番号7番関係ですが、ここは土地改良区の区域の田んぼです。確認ですが、贈与ということで土地代金は伴わないということよろしいですか。

事務局 はい、そのとおりです。

議長 あとありませんか。

(なしの声)

議長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議長 続きまして議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、別紙のとおり農地法施行令第15条第1項の規定により提出された許可申請について、同条第2項の規定により意見の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書14ページをご覧ください。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定についてご説明いたします。受付番号2番、賃貸借の承認案件でございます。土地の所在は大坊5地割地内の山林1筆、152,774平方メートルの内620平方メートルを、葛巻町に建設される風力発電施設の送電設備建設のための作業場用地として、平成31年8月まで記載の金額で一時転用しようとするものです。受付番号3番、土地の所在は大坊第5地割地内の畑1筆、5,393平方メートルの内408平方メートルを、葛巻町に建設される風力発電施設の送電設備建設のための作業場用地として、平成31年8月まで記載の金額で一時転用しようとするものです。受付番号4番、売買承認案件でございます。川口第5地割地内の

畑1筆、442平方メートルについて記載の金額により売買し、工場併用店舗を設置しようとするものです。なお、本計画に係る計画建築面積は295.83平方メートル、敷地面積は2,335.77平方メートル、合計4筆であります。位置図は19ページをご覧ください。なお、議案第2号につきまして、現地調査を実施しておりますので、調査の報告をお願いいたします。以上議案第2号に係る事務局説明を終わります。

議長 事務局の説明が終わりました。それでは現地調査委員の方より報告をお願いいたします。

4番細野委員 議案第2号、受付番号2番及び3番の件について、委員番号4番の細野が現地確認しましたので報告いたします。受付番号2番及び3番の件について、場所が近いのでまとめて報告します。地区は国道281号線沿いにあります板橋地区で、農地の貸し付け人の自宅のある●●のすぐ西側のところと、南へ350メートルほど行った農地の端の部分でした。現地を確認しましたところ、いずれも牧草地で、農地として管理されておりました。工事完了後は速やかに農地へ復旧するということですし、現在の土地の利用状況や農地を一時転用する計画の内容、周辺農地への影響などいずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

2番中村委員 議案第2号、農地法第5条による農地の転用の件について、現地調査の結果を委員番号2番の私中村から報告いたします。本日午前9時から事務局2名と3番國枝金一委員、4番細野清悦委員と私とで現地を確認して参りました。受付番号4番の件について報告します。地区は野原地区で、●●の北側にある農地でした。現地を確認しましたところ、農地として管理されておりました。現在の土地の利用状況や農地を転用する計画の内容、周辺農地への影響など、いずれについても問題が無く、法令等の審査基準に照らしても遵守されていると確認いたしました。以上で報告を終わります。

議長 現地調査委員の報告をいただきました。この件について、皆さんの方から何か質疑ございませんか。

15番幅委員 受付番号2番の件についてですが、最終的には鉄塔が建つのですか。

4番細野委員 最終的には鉄塔が建つそうです。そのための作業場所だったり、そこに行くための道路に農地を一時転用することのようです。

15番幅委員 鉄塔はどちら方面へ行くように建つのですか。

事務局 長 葛巻方面から民部田地区の東側の電線と繋がります。

議 長 あとありませんか。

15番幅委員 受付番号4番の件は面積が442平方メートルですが、計算するといくら位ですか。

6番黒澤委員 130坪くらいでしょうか。

議 長 いままでの農地の値段からすると少し高いと思うのでしょうかけれども、買う人の目的が店舗及び工場ということなので、このような値段での売買になったのだと思います。

15番幅委員 農地の値段ではなく宅地の値段ですね。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 次に議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用集積計画について、可否の決定を求める、の件でございます。事務局の説明を求めます。

事務局 議案書 20 ページをご覧ください。議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定についてご説明いたします。番号11番、土地の所在は川口第46地割地内の畑7筆、合計面積17,049平方メートルを記載の金額により賃貸借し、他12筆の地目が田である合計面積9,698平方メートルは使用貸借により10年間、岩手県農業公社に貸付するものであります。番号12番 土地の所在は土川第4地割地内の畑2筆、合計面積35,432平方メートルを記載の金額により賃貸借し、ほかの畑2筆と田1筆、合計面積3,557平方メートル

については使用貸借により10年間、岩手県農業公社に貸付するものであります。

番号13番、土地の所在は土川第1地割地内及び第4地割地内の畑2筆、合計面積8,068平方メートルを記載の金額により10年間、岩手県農業公社に貸借するものであります。番号14番、土地の所在は久保9地割地内の田2筆、合計面積7,834平方メートルを使用貸借により10年間、岩手県農業公社に貸付するものであります。番号15番、土地の所在は五日市第2地割地内の畑と田合わせて16筆、合計面積25,990平方メートルを使用貸借により15年間、岩手県農業公社に貸付するものであります。以上議案第3号に係る事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。この件について、皆さんの方から何か質疑ございましたらお願いします。

15番幅委員 受付番号11番の件は大平地区の方ですが、借受人がはっきりしていれば、農業公社は山の方でも借りてくれるのですか。

事 務 局 引受手がいれば、中間管理機構で借受けていただけます。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

15番幅委員 受付番号12番は、たしか前回の案件で酪農をやめたということだったと思いますが、やめてこの土地をどのように使うのか、決まっているのですか。

事 務 局 はい、それは次の議案でご説明いたします。

4番細野委員 それぞれの契約期間が10年とか15年とかありますが、最高何年まであるのですか。

事 務 局 特に定まっていないとは思いますが、20年30年も可能とは聞いております。

4番細野委員 5年はどうなのですか。

事 務 局 中間管理機構に貸すのは10年以上と決まっております。ちなみに10年だと固定資産税が3年輕減、15年だと5年輕減されるという制度なので、今回は10年貸付けの方と15年貸付けの方があります。

議 長 あとありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第3号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用集積計画の策定に対する可否の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

議 長 続きまして議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、別紙のとおり策定された平成28年度岩手町農用地利用配分計画について、岩手町長より意見の決定を求める旨申し出があった件でございます。事務局の説明を求めます。

なお、本案につきましては、16番福士好子委員の親族に関する案件であり、議事参与の制限に該当しますので、本案の審議が終了するまで退席願います。

(16番福士好子委員 退席)

事 務 局 議案書 25 ページをご覧ください。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定についてご説明いたします。議案第3号によりご承認をいただいた農地を記載の方々が10年間ないし15年間、岩手県農業公社より借り受けるものであります。以上議案第4号にかかる事務局説明を終わります。

議 長 事務局の説明が終わりました。質疑に入ります。これについて皆さんの方から何か質疑ございませんか

(なしの声)

議 長 ないようですので、質疑を打ち切り採決に入ります。議案第4号、農地中間管理事業に伴う岩手町農用地利用配分計画の策定に対する意見の決定について、原案のとおり可と決定することに、ご異議ございませんか。

(なしの声)

議 長 異議なしと認め、原案のとおり可とすることに決定いたしました。

(16番福士好子委員 復席)

議 長 その他として委員の皆さんから又、事務局から何かありませんか。

(なしの声)

議 長 ないようですので、以上で本日の会議に付された議案は、全て終了いたしました。
これで本日の会議を閉じ、第27回岩手町農業委員会総会を閉会いたします。

(閉会時刻 午後2時12分)

会議の次第を記載したものであるが、その内容の真正なることを認め、ここに署名押印する。

議長 印

18番 印

1番 印